文化施設クビアカツヤカミキリ防除業務委託仕様書

第１章 総則

第１条 適用

業務の実施にあたっては、本仕様書によるもののほか、「栃木県クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」及びこれらに関連する図書等によるものとする。

第２条 履行場所

施設名	所在地
佐野市文化会館	佐野市浅沼町 508-5
佐野市葛生あくとプラザ	佐野市あくと町 3084

第３条 履行期限

履行期限は、令和８年１月２６日までとする。
ただし、伐採及び現場撤去を令和８年１月１９日までに完了すること。

第４条 安全管理

１ 作業の施行にあたっては、安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。また、交通や施設利用者等に危険のないように十分注意して行う。

２ ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずる。

３ 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに応急措置を取り、受託者の負担で原形に復旧する。

４ 人身事故、災害、または第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置及び二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、直ちに監督職員に報告する。

５ 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出する。風等で近隣に散乱しないように注意する。

６ 架空線（高圧線、通信線等）の影響や急傾斜地等、作業の安全性が確保できない場合は、その後の対応について監督職員と協議すること。

７ 作業前に作業を予告する看板を設置すること。また、作業中についても看板を設置し、通行者等へ注意喚起すること。

８ やむなく薬剤を使用する場合は、上記７に併せて、通行者等が対象木へ接触しないような措置を講じ、人体や動物等に被害を及ぼさないようにすること。

第２章 防除作業

第５条 一般事項

１ 作業着手前に現地調査を入念に行い、手戻り等が生じないよう作業手順を検討すること。

２ 関係者や関係機関との事前調整を行い、必要な手続きを行うこと。

３ 現地調査の上、設計条件（提示した数量等と差異が生じた場合など）に相違が生じた際は、監督職員と協議すること。

第６条 枯損木の伐採処分

１ 伐採対象木

（１）別紙伐採対象木位置図の伐採対象木９本のうち、クビアカツヤカミキリによる被害により枯死状態または枯死する可能性が非常に高い状態であると判断できるウメ、サクラを基本とするが、監督職員と協議の上、決定するものとする。

２ 伐採

（１）伐採の時期は、処分量を極力減量させるため、落葉後の伐採が望ましい。伐採対象木の状態に応じて、監督職員と協議の上、時期を決定するものとする。

（２）事前に対象木の周辺状況を確認し、伐採計画を立案すること。

（３）伐採の際は、必要に応じて周辺施設を養生するとともに、施設利用者の安全を確保するための見張り員を１名以上配置すること。

（４）伐採により周辺施設へ影響を及ぼす可能性がある場合は、監督職員と協議すること。

（５）伐採により周辺施設や施設利用者等へ損害を及ぼした場合は、すべて受注者の責任で対応すること。なお、周辺施設の破損等が生じた場合は、受注者の責任で現状復旧すること。

３ 処分

（１）運搬処分を行う前に次の事項を掲示板で公表すること

イ　当該防除がクビアカツヤカミキリの防除に該当すること

ロ　当該防除を実施する者

ハ　当該防除の実施日時及び実施場所

ニ　逸出防止措置を含めた運搬方法

（２）伐採木は、放置せずに即日運搬処分すること。

（３）細い枝や木屑にも幼虫が潜んでいる可能性があるため、残さず回収すること。

（４）伐採木を運搬する際は、逸出防止措置（幼虫の落下や逃げ出し防止の観点からトラック荷台をシートで被い、バンド等で固定する）を必ず行うこと。

（５）運搬後の処分は、焼却処分を基本とするが、微細チップ化（２㎝以下）や登録薬剤による燻蒸処理後の再利用など確実に幼虫を致死させることができる処分方法

も可とする。なお、焼却以外の処分方法の場合は、監督職員と協議し、承諾を得ること。

（６）伐採処分後の切り株内に幼虫が潜んでいる可能性があるため、クビアカガードネット等で被うこと。なお、シートの端は盛土でしっかり塞ぎ、成虫が脱出できる隙間をつくらないようにすること。

４ 伐採量及び処分量の報告

（１）伐採量及び処分量を計測の上、監督職員に報告すること。なお、当初設計数量と差異が生じた際は、監督職員と協議の上、対応すること。

第７条 作業管理

１ 提出書類

（１）受注者は、作業管理にあたり作業実施状況の写真管理等を行い、その記録及び関係書類を作業管理報告書として作成・整理し、製本１部（報告書作成に要した Excel 等の電子データを格納した CD 等を含む）を完了時に提出するものとする。

（２）写真帳は作業実施が確認できるよう、着手前後、作業状況写真、使用材料等について、下表のとおり撮影すること。

区分	撮影項目	撮影頻度（時期）	備考
着手前・完成	全景・接写	施設毎に１か所以上	
作業状況	全景・接写	施設毎に１か所以上	
安全管理	各種看板類の設置状況	看板種類（作業前予告、作業中、作業後）ごとに１箇所以上	
	保安施設等（縄囲いなど）の設置状況	１箇所以上	
災害	被災状況及び 被災規模等	その都度（発生前・発生直後・発生後）	発生前は付近の写真でも可
事故	事故の状況	その都度（発生前・発生直後・発生後）	

第８条 その他

この仕様書に定めのない事項は必要に応じて発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。

佐野市文化会館　令和７年度に伐採する被害木の位置

名称	幹周(m)
J302(ウメ)	1.20~1.50
J304(ウメ)	0.60~0.90
J311(ウメ)	1.20~1.50
J332(サクラ)	0.30~0.60

佐野市葛生あくとプラザクビアカツヤカミキリ伐採木
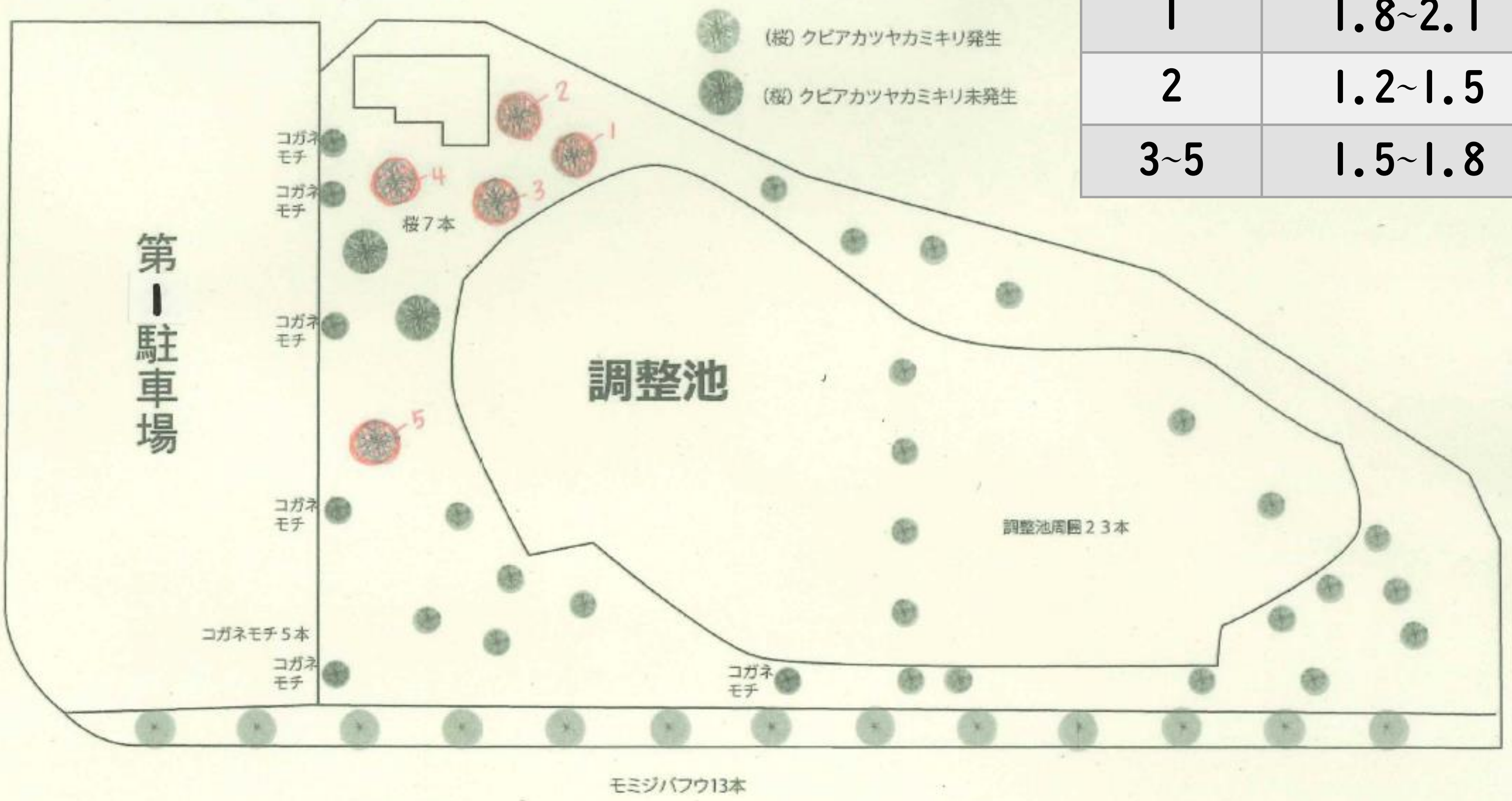
No	幹周(m)
1	1.8~2.1
2	1.2~1.5
3~5	1.5~1.8